

◆八番(今井光子君) (登壇) 私は、日本共産党を代表いたしまして、知事をはじめ関係部長並びに教育長に質問いたします。

質問に入ります前に一言ごあいさつをさせていただきます。私が前回、最後の質問に立ちましたのが平成二年の十一月でございました。あれ以来九年四カ月ぶりの質問になります。この間、医療や介護の現場で多くの県民の皆様の相談に携わってまいりました。現場から見た県政は、冷たく、血の通わない遠い存在でした。生きる権利が奪われているその叫びをもう一度届けたいとの私の思いに、多くの方々のご支援をいただき、今日この場に立つことができました。改めて、私を送り出していただきました多くの皆様に、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

まず最初に、私は、憲法第二十五条から見た介護保険と国民健康保険について、知事並びに福祉部長に質問いたします。

私が福祉の仕事を選んだきっかけは、ひとり暮らしのお年寄りが、だれにもみとられずに亡くなった、いわゆる孤独死の新聞報道に衝撃を受けたことでした。自分に何かできることがないかと老人世帯を回るボランティアを始めましたのが高校時代です。その当時、九十一歳のご主人と八十九歳の奥さんの老夫婦世帯に伺っていました。これまでご主人の世話をしていた奥さんが病気になるたびに、自分のことがやっとなというご主人では在宅で妻の世話ができず、当時、家庭奉仕員が訪問しておりましたが、週二、三回の訪問では十分に支え切れず、長年仲よく寄り添って暮らしてきた老夫婦が、人生の最後を迎えるときに、生木を裂くように病院と老人ホームに別れなければならなかった現実を目の当たりにしたことです。ひとりになっても、寝たきりになっても、だれもが安心して暮らせる福祉豊かな社会をつくりたいというのが私の大きな夢でした。

あれから三十年、介護を社会全体で支える目的で、四月から介護保険が始まります。施設も在宅サービスもまだまだ少ないとはいえ、あの当時から見れば比べものにならないほど進んできました。しかし、介護保険のもとでは、あの老夫婦のように高齢者が高齢者を介護する老々介護や、ひとり暮らしの深刻な介護の問題を解消、解決できないどころか、現行の不十分な介護サービスの水準すら保障できない内容になっています。奈良市では、二十四時間ホームヘルプサービスを受けている四十三人のうちで二十六人が認定に基づく給付限度額をオーバーしており、その額は九千円から四十万円まで、平均すれば一人十五万円にもなります。ホームヘルプサービスを受けていたあるお

年寄りには、利用料が一万円かかると聞いて、サービスを断ってきたという事例も聞いております。国民年金の平均支給額が月に四万七千円、六十五歳以上の七割が住民税非課税です。四月からの実施を前にして、今までのサービスをやむなく削らなければならない方々の不安ははかり知れないものがあります。これは政府による老人虐待とも言えるのではないのでしょうか。介護保険の対象になるのは、六十五歳以上の一三％程度です。十人中九人弱の人は掛け捨てになります。本当に必要とする人が使えないものであれば、何のための制度かと言わざるを得ません。

日本共産党は、昨年七月、介護保険についての緊急提案を発表し、新たな制度を発足させる以上は、介護サービスの確保や低所得者対策など最小限の条件整備が必要であること、それができなければ保険料徴収の延期をと提案いたしました。政府も事の深刻さを認識し、十一月初旬には特別対策を決定しました。その内容は、六十五歳以上の保険料を半年間徴収せず、その後一年は半額にすることを中心としたものでした。さらに、日本共産党は、十一月三十日には介護サービス基盤整備と低所得者対策の緊急改善を提案し、ことしの二月二十二日には、実施目前の介護保険について国民負担を軽減するための介護保険法改正案を参議院に提出いたしました。この改正案では、住民税非課税者を対象に減免を実施、在宅サービスの場合は全額免除とし、施設サービスは現行の負担水準まで軽減します。これによって、六十五歳以上の七四％が利用料減免の対象になります。国の負担は、現行では保険給付費の二五％負担ですが、これを改正案では五〇％に引き上げます。さらに、必要なサービスの提供ができないほどおこなっている介護基盤整備を集中的に進める間の臨時措置として、二〇〇〇年度中は介護保険料の徴収を行わないことを特例法案として提出しました。その間のサービス給付の七五％を国庫負担とする内容です。憲法第二十五条の生存権、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の立場に立てば、当然改善が必要だと思いますが、知事は介護保険が今のままで問題なく進むと考えておられるのか、国の新たな対応が必要であると考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉部長に質問いたします。

今多くの県民は、介護保険料の上乗せで国民健康保険料の引上げを心配しています。国保料の滞納が急増しています。全県で保険証の未交付が七千六百三十二世帯あります。現行法のもとでは、資格証明書の発行や給付の差し止めなどの制裁措置については、できるという規

定で、義務規定ではありませんが、介護保険の導入に伴う国保の改悪では、制裁措置を義務づけ、今まで制裁措置をする場合でも、督促や支払いの相談など一定の期間や手続を踏んでいたものが、保険者の判断でいつでもできる規定になっています。払いたくても払えない保険料で、滞納者がふえることが心配をされています。国も今回、その影響を心配して、今まで基金を取り崩す理由に負担の軽減は認めてきませんでした。二月二十一日の厚生省課長通知で初めて基金の取り崩しを認めております。県は市町村に対してどのように指導をされているのか、お答えください。

次に、母子医療について、健康局長に質問します。

日本共産党は、一九九三年六月二十一日、奈良県の小児医療体制の拡充と、産科、小児科、新生児科を総合した小児・母子保健医療センターの設置を求める提言を発表し、知事に申入れを行ってまいりました。その後、子ども専門病院が欲しいとの声が広がる中で、県は周産期医療分野において、県立奈良病院に周産期センターをオープンし、周産期における母体搬送をスムーズに行えるように、医療情報システムが平成八年の四月に設置をされております。これは、県内の産婦人科病院や医院では対応のできないケースが発生したとき、県内で新生児集中治療のできる医大や県立奈良病院、国立奈良病院、天理よろず病院に搬送し、それでも対応できないときは、近畿二府四県の近畿ネットワーク事業で搬送先を探す仕組みです。

先日、奈良医大の周産期集中治療室を見てまいりました。片方の手のひらに乗るぐらいの小さな命が懸命に生きようとしていました。ここで助かったとうとい命です。医大のNICUは十五床で、常に満床状態です。平均在院日数が約三ヵ月、長くなれば一年以上になることもあります。医大の産科病棟では、緊急やむなく、新生児室がNICUの後方ベッドの役割を担わざるを得ない状況にあります。

ことし一月の奈良県の産婦人科医師会誌によると、周産期システムのもとで、平成九年、十年の二年の間に母体搬送依頼が三百六十九例、うち県内施設の収容が二百十例、五六・九%、新生児搬送が百七十七例中県内施設の収容が百三十四例の七五・七%であったと報告されています。また、近畿ネットワークシステムで他府県に搬送されるケースの八割が奈良県の患者さんで占められています。結局、奈良県では母体や新生児搬送の三分の二しか対応できていません。昨年奈良県で生まれた赤ちゃんの七・七%、千六十一人が二千五百グラム以下の未熟児でした。子どもの数が減る中で、ハイリスクの出産が増加しています。女性の高年齢出産に加え、男女雇用機会均等法のもとで女子の深夜労働の規制が外され、母性保護が脅かされています。雇用不安な

どの精神的、経済的ストレスが拍車をかけています。県の周産期死亡は平成五年まで減り続け、三・六％にまで下がっていましたが、その後は増加し、平成十年には七・二％になっています。これでは安心して奈良県で子どもを産むこともできません。当面、周産期医療について関係者の意見を聞く協議会を設置し、県内の分娩に見合った規模を持つ総合周産期母子医療センターの整備が必要と思いますが、どうでしょうか。

次に、知事の時代認識及び住民参加と公開の徹底について、知事並びに総務部長に質問をさせていただきます。

今世紀最後の年を迎えました。二十一世紀をどう迎えるか、県政の役割は重大です。知事は、議案説明の中で時代の潮流という言葉を使われておりますが、この認識は県政に臨む基本姿勢にかかわる問題です。知事は時代の潮流をどう認識しておられるのか、質問いたします。

二十世紀は、人類が、苦闘と幾多の犠牲を払いながらも偉大な進歩を勝ち取った世紀でした。諸民族の独立と自由の時代、自主独立が世界の流れです。日本では、大企業優先、アメリカ言いなりの自民党政治が完全に行き詰まり、二十世紀型の大型開発至上主義は破綻しています。それは、吉野川の可動堰反対で圧勝した住民投票や、国際的批判を浴びている愛知万博計画、三重県での原発中止などを見ても明らかです。憲法に基づく、国民が主人公、住民が主人公の政治の流れが大きくなりつつあります。奈良県においても、産業廃棄物の不法投棄や、ごみやダイオキシンなど、環境を守る住民運動をはじめ住環境を守る運動、史跡や歴史的な文化遺産を守る運動、暮らしや福祉、教育の充実を求め、不正や暴力を許さない運動など、住民が主人公の地方政治を求める流れが強まっています。

九八年の地域政策情報に全国の県民意識調査がありました。奈良県が都道府県別順位で第一位になった項目が二つあります。その一つは、開発によって生活が豊かになるより自然や歴史的遺産を大切にしたいという項目、もう一つは、行政への要望として県民の意見を取り入れる公聴活動が挙げられています。こうした時代の潮流にこたえて県政を大胆に転換することこそ、今知事に求められている基本姿勢ではないでしょうか。知事は、時代の潮流と言いながら、その中身は、開発優先の奈良県新総合計画の推進であり、地方分権一括法に基づく市町村合併の促進です。また、県民参加型の県政といっても、インターネット上のことであり、新総合計画実施計画など、主要施策への県民アンケートや提案や募集などです。その一方で、介護保険事業支援計画策定委員会については、委員の公募もされず、傍聴も認めない。公聴会も計画されない。これでは県民参加とはほど遠いではありませんか。

住民参加に情報公開は欠かせません。情報公開条例の見直しでは、知る権利の明文化、情報公開対象機関を議会や公安委員会、警察、土地開発公社、各種審議会にも拡大し、意思形成過程の情報を公開するなど抜本的な改正を行うべきですが、いかがでしょうか。

ちなみに、全国の土地開発公社では、知事と理事長が兼務をしているのが五県、そのうち情報公開のないのが二県で、その一つが奈良県です。本当に県民参加というのであれば、公共事業をはじめ県政の主要施策に、構想の段階から住民の意見を聞いて決めていく手段を取り入れることが重要です。滋賀県では今年度から、県民の権利、義務にかかわる条例や長期計画などの原案を議会に諮る前に県民に公表して意見を求めるパブリックコメント制度が導入されることになりました。奈良県でも、県民が主人公にふさわしい開かれた奈良県にするために、県民参加をどのように推進しようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、財政問題について、知事に質問いたします。

日本共産党は、公共事業ばらまき型から、社会保障と国民の暮らし中心の予算の抜本的な組替えを求めています。国と地方を合わせた借金が、二〇〇〇年度末には六百四十五兆円という空前の額になります。この異常な事態はGDP比で一二九・三%、これは国民のすべてを犠牲にして行った第二次世界大戦終了直前の一九四三年と同じ水準です。このままでは近い将来深刻な財政破綻を来し、大增税か悪性インフレでしか解決できないという、国民にとっては重大な事態になることは明らかです。将来不安の増大は消費者心理にも影響を与えています。悪化した財政を再建することは、不況から抜け出す上でも後回しにはできない重要な問題です。奈良県においては、今年度一般会計五千八百億七千万円、そこから七百五十五億円の借金を返し、それを補うためにまた七百八十九億円の県債を補ってんしており、単年度だけでも三十四億円の借金がふえ、サラ金財政です。二〇〇〇年末には県債残高見込み額が八千三百六十一億円になります。これは一般会計予算規模の一・四倍、県民一人当たり五十七万六千円にもなり、予算に占める公債費の割合では近畿圏でトップです。知事は、国や他府県も同様であり、今は財政を見直す時期ではないと答弁されておりましたが、しかし、これでは財政破綻の道です。今こそ何らかの財政健全化の方針を持つべきであると思いますが、いかがでしょうか。

今、県民の暮らしは貧富の差が年々拡大し、国の資料を見ても、国民所得を十段階に分けて、所得の一番低い第一、第二段階と一番高い九、十段階の格差は、八七年度の十六倍から九六年の三十三倍へと二倍以上の広がりを見せています。所得の低い人ほど重くのしかかる消

費税は、毎日の食料にもかかってきます。不況絡みの失業者は、奈良県で昨年十月、五・八％、有効求人倍率は〇・四倍と、いずれも全国平均と比べて厳しい状況です。高田のハローワークでは職を求めて人があふれ、階段に座り込んで求人票を探しておりました。生きる希望を失い、死を選んだ自殺者は、平成十年で奈良県で三百三十一人、過去最高で、交通事故死百二十九人の二・五倍にもなっています。中小業者は大多数が赤字経営で、私の地元の広陵町の靴下産業も、輸入に押された廃業が続いています。商店街や小売店は、消費不況と大型店の進出で大変です。規制緩和で、酒屋さん、薬局などは死活問題です。国民生活調査では、雇用不安や収入減により、暮らし向きに対する悲観的な見方が、二十代の若い世代や女性の間で高まっています。

今年度予算は、残念ながらこうした県民の生活に展望を持たせるものにはなっておりません。深刻な不況のもとで百三十一項目もの使用料、手数料の引上げ、行革の名による職員百五十四名の削減、難病患者さんの見舞金制度の削減など、赤字のしわ寄せを県民に押しつけ、一方では、新総合計画に基づく関西学研都市建設や京奈和自動車道路など高速道路の建設、リニア新幹線など大型開発優先の予算になっています。大型公共事業にお金を使っても景気・雇用対策にはなりません。建設省の統計を見ましても、九〇年から九八年の間に大型公共事業は一四％もふえています。その就労者は三分の二に減少しています。奈良県が新世紀を展望しても、県民がみずからの生活の中から将来が展望できなければ話になりません。財政再建は、単に収支のつじつまを合わせるのではなく、県民の暮らしや福祉を守り、経済のつり合いのとれた発展に寄与することに本来の目的があります。公共料金の値上げをやめ、財政見通しのない大型開発をやめて、生活密着型の公共事業への切りかえ、住宅、学校、歩道整備やバリアフリー、福祉施設の建設など、地元の業者の仕事をふやして雇用を確保するなど、県民生活に基軸を置いた予算に組み替えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、首都機能移転について、知事に質問します。

今年度予算に、三重・畿央地域首都機能移転調査事業費一千万円が新規事業になっておりますが、この計画ほど無目的で愚かな無謀な計画はありません。知事は県民の代表として、国に対して計画の中止を強く求めるべきだと思います。その理由としては、まず第一に、首都移転というのは、民主主義の国であれば国民の総意で決める大問題ですが、国会でも質疑討論がなく、国民無視で決められています。第二には、候補地決定も選挙絡みというお粗末さです。読売新聞では、三重・畿央地域は、総合評価で十地域中九位と低迷したばかりか、移転

先の条件である東京から直接距離三百キロ圏内には三重県などの一部がかかるだけで、これまでの審議会ではほとんど議論の対象にもならなかった地域。「選挙闘えぬ」、政界から圧力、「三重・畿央」、土壇場で浮上と報道しています。三点目は、年末に答申が出ましたが、それ以後の段取りがどうなるか、あいまいでいいかげんな現状です。国会の移転に関する法第二十二条では、国民の合意があるか、社会経済情勢が移転を許すものかどうか、東京都と比べて適当かなどについて、次の作業として検討をすることが規定されておりますが、これをだれがやるのかについては何も規定がありません。ましてや、候補地を絞るのも、だれがやるのか決まっています。四点目は、移転計画にお構いなく首相官邸や中央省庁ビルの新築を進める無責任さです。この国会等移転審議会の迷走ぶりは、首都機能移転計画が何のために行われるかという大義のない計画であることを天下に示すことになりました。

国民に莫大な犠牲と負担を負わせるだけのこの計画を、世紀の愚挙、これは愚かな振る舞いということですが、そういうふうには批判する声が増しに高まっています。二月の県政だよりでは、三重・畿央地域が首都機能移転先候補地の可能性のある候補地として、月ヶ瀬、山添村が国土利用計画法監視区域に指定されたとのお知らせが掲載されております。あいまいな中で地元で規制が加えられるなど、奈良県の今後にも影響が出てくると思います。この際、奈良県と我が国のためにも中止を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、飛鳥工房遺跡、酒船石遺跡の一体とした保存と万葉ミュージアムについて、教育長並びに企画部長に質問します。

県が建設を進めております万葉ミュージアムへの進入路である明日香村の村道造成工事の事前調査で、飛鳥時代のカメ型石像物が見つかり、注目されています。この場所は、国史跡酒船石のある丘陵の北側のふもとに当たり、さらに遺跡の北側方向には万葉ミュージアムの建設地、飛鳥工房遺跡があります。現在発見された遺跡は南北に広がるのが確実とされており、酒船石遺跡と飛鳥工房遺跡がつながる可能性も指摘されています。今後これらの遺跡の調査や保存・活用をどうするのか、関心が高まっています。

三月三日に、日本共産党の国、県、村議会議員らが明日香村を訪ねて、遺跡保存問題など、村長や教育長と懇談をしてまいりました。村としては、国、県に協力をしてもらい、万葉ミュージアム駐車場予定地も含め調査を続けて、遺跡の全体を解明し、保存・整備を検討したいと表明されています。さらに明日香村は、近く、これまでの酒船石遺跡調査委員会を拡大して調査・整備委員会を発足させ、これまで点であった遺跡を面として、山全体を構造物としてとらえ、整備してい

く考え方をまとめていきたいとしています。あれだけのものが発見されたのだから、全体像を明らかにして、できるだけ国民に見せたい、全体として固めて復原するなどできないものか、いろいろ考え悩んでいるということでした。六日の代表質問での知事の答弁では、酒船石遺跡範囲確認調査を行うということを明らかにしておられますが、それだけにとどまらずに、村では酒船石遺跡の全容を解明する学術調査を希望しています。学術調査を実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、飛鳥工房遺跡と酒船石遺跡の二つの遺跡のつながりの可能性についてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

万葉ミュージアム駐車場は酒船石遺跡に隣接しており、遺跡は南北に広がるのが確実とされておりますので、駐車場の予定地は変更しなければならないのは明らかです。その点はいかがでしょう。

最後に、暴力団問題について、知事に質問いたします。

米田総務警察委員長の暴力団とのつき合いや、一部新聞で報道されております政治的癒着問題に対して、厳しい批判の声が県民から寄せられています。私たち日本共産党県議団は、総務警察委員長にふさわしくないと、辞職を求めてきたところです。暴力団排除が強く叫ばれている昨今、暴力団との関係については毅然とした態度で臨む必要があります。暴力団組長と個人的につき合いがあったと認めておられる総務警察委員長が、暴力団追放県民センターの理事になっておりますが、知事は暴力団追放県民センターの会長として、政治家と暴力団との関係についてはどのように考えておられますか、お答えください。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

◎知事（柿本善也君）（登壇）八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する第一の質問は、介護保険制度についての現状の国の対応でいいかという趣旨のご質問でございます。

介護保険法の制定の趣旨は、もう既にご承知のように、社会の最も基本である家族が長期の介護のために疲れ果て、崩壊してしまわないように、介護の負担を国民みんなで支え合う制度として制定されたものと私は認識している次第でございます。ただ、これからできる新しい制度でございますので、あらゆる点で百点満点にでき上がっているというわけにはいっていないと思います。また同時に、県民の皆様方が

制度になれるまでには多くの戸惑いもあると思うわけでございます。こうした中で国におきましては、昨年十一月に、介護保険法の円滑な実施のための特別対策として、高齢者保険料の徴収延期や、その後の半額の軽減措置、低所得者の利用負担の軽減、家族介護支援対策、介護予防生活支援対策等の対策が講じられたところでございます。また、県といたしまし

も、この介護保険の導入に当たって県民の不安を取り除くために、寝たきり老人紙おむつ等の支給事業など県単独事業を引き続き実施するなど、きめ細かく対応しているところでございまして、こうした点を県民や市町村の皆様方にご理解をいただき、そうした努力をすることが肝要であると考えている次第でございまして。

なお、介護保険法では、サービスの内容及び水準、また保険料負担のあり方等について、法律施行後五年を目途として、必要な見直しなどの措置を講じるという規定もされているところでございます。県といたしましても、県内の実施状況を見ながら、必要の都度、国に対して所要の要望をしてまいりたいと考えております。

また、介護保険制度は、先ほども申し上げたとおり新しい制度でございまして。さまざまな意見や提言があることは当然のことと考えておりますし、導入後におきましても、それらの声には耳を傾けながら、保険者である市町村と県が一緒になり、諸般の課題に対処してまいりたいと、さように考えている次第でございまして。

私に対する二点目は、私の時代認識といえますか、時代の潮流という言葉を使ったことについてどういう認識かと、こういうお尋ねでございまして。

去る二月二十八日の提出議案の説明におきまして、新年度予算編成の基本方針を述べ、その基本方針の第一に時代の新しい芽の発掘と育成を掲げたところでございまして。これは、ことし、ミレニアムの節目、あるいは新しい世紀にかわるこの時期に、今後とも時代の動向が大きくなうねりが予想される中で、県政もこれに敏感に反応して時代のうねりを乗り越えていく必要があると、こういう着眼点を明確にしたものでございまして。かつ、その着眼点として、時の課題でありますとか地域の課題等とともに、一つのグループとして時代の潮流への対応と、こういうものを掲げさせていただいた点でございまして、これについてのお尋ねでございまして。

改めて申し上げるまでもなく、二十一世紀を目前に控えた今日、少子・高齢化、あるいは経済・雇用構造の変化、環境問題の地球規模への拡大、高度情報化の急速な進展など、さまざまな様相がございまして。また、地方分権時代にふさわしい行財政システムの構築とか住民ニー

ズの多様化など、行政、社会、経済全般において変革点に立っているものと私は認識している次第でございます。県政運営に携わる者としては、これらの時代の潮流をできるだけ的確、適切にとらえ、かつ先覚的に的を射た施策を展開するよう努めなければならないと考えている次第でございます。また、これらの時代の潮流に対応するグループの施策といたしましては、その際説明申し上げましたが、新総合計画後期実施計画の策定、地方分権の推進、県民参加型の県政展開などを挙げたわけでございます。もとより時代の潮流がこれだけに限定されるとは考えておりません。が、今後の各般の施策の展開に当たりましては、これらの趣旨とするところを発想の低流に明確にとらえ、あるいは各種施策の実行、評価、見直しなどの発展プロセスを積み重ねていくべきものと考えている次第でございます。平成十三年度から始まります奈良県新総合計画後期実施計画の策定の中でも、こうした観点に立って十分論議し、政策に生かしてまいりたいと考えております。

次は、財政問題でございます。

財政問題について、ご質問にございましたように、現下の県財政は、景気の低迷により大幅な財源不足が生じるとともに、数次の経済対策による社会資本整備とか、あるいは恒久的な減税の実施等によりまして、これは各府県とも同様でございますが、県債残高の増嵩など、厳しい状況にあることはご指摘のとおりでございます。また今後、新総合計画に基づく社会資本の着実な整備とか、少子・高齢社会を見据えた福祉、医療、教育など県民生活に密着したさまざまな政策課題への積極的な取り組みが必要である、こういう観点からいたしますと、中長期的な観点からも県財政の健全化を図ることが喫緊の課題であると認識していることは、先日もお答えしたとおりでございます。

平成十二年度当初予算の編成に当たりましては、行財政改革を推進しつつ、同時に、景気回復が最優先の政策課題であると認識し、引き続き景気・雇用対策に重点的に取り組むこととし、あるいは公共事業等による社会資本整備をはじめ、中小企業対策、中小企業金融対策の充実、あるいは奈良県総合雇用開発プランの着実な実施などを図ることにしてきたところでございます。財政健全化につきましても意を用い、すべての事務事業について制度の根本にまでさかのぼった見直し、あるいは定員削減化計画に基づく削減目標の着実な実施、使用料、手数料等の適正な水準確保のための定期的な改正など、行財政改革に着実に取り組むことといたしているところでございます。さらに、今後の公債費負担の軽減を図るため、県債発行の抑制を図りまして、地方債発行額を対前年度当初予算比で九％、約七十八億円の減としたわけでございます。この結果、地方債依存度も一二・七％と一・一ポイ

ントの低下を見たところであることは、ご承知のとおりでございます。

なお、公共事業等につきましては、将来にわたり県民生活にとって不可欠な道路、河川、公園、上下水道、住宅等の生活基盤や、少子・高齢社会を見据えた医療、福祉、教育等の施設の充実に精いっぱい取り組みを行ってきたところでございます。また、その効率的な執行のためコスト縮減に努めるとともに、公共事業の再評価等を行うなどの措置もあわせて講じているところでございます。また、これらの社会資本整備のための県債発行に当たりましては、財源措置のある有利な地方債を極力活用するように努めているところであり、この結果、先日もお答えいたしました。各県との相対的には本県の財政状況は全国中位にあると認識している次第でございます。今後とも、健全財政のためにはさらに努力を重ねていく必要がございますし、努めてまいりたいと考えている次第でございます。

次は、首都機能移転についてのお尋ねでございます。

昨年十二月に国会等移転審議会が、三重・畿央地域を含む三地域を移転先候補地として答申されたわけでございます。今後は移転先の決定という問題にかかわるわけでございますが、国会等の移転に関する法律において、移転を決定する場合には移転先を別に法律で定めると、こう規定されているところを踏まえ、国会等での審議が行われることになるかと理解している次第でございます。この首都機能移転が実現されれば、東京への一極集中の是正とともに、中央集権から地方分権への転換をはじめとした社会経済システムの改革が効果的に促進されると私は考えている次第でございます。そういう国土政策上もプラスの効果期待できる面に着目いたしまして、移転に関する国民の合意形成に向け、国会のみならず幅広い国民的論議を期待し、県といたしましても、三重・畿央地区関係の四府県が連携いたしまして調査あるいは広報啓発活動などに向けた取り組みを行っていきたくと、さように考えている次第でございます。

もう一点は、暴力団問題についてでございます。

暴力団追放県民センターは平成四年二月に発足しておりますが、その設立の趣旨は、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進する等、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的として、現在その種の活動を行っておられると理解している次第でございます。当センターでは、暴力団追放の観点から、特に、いわゆる三ない運動――暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、これを三ない運動と言っておられますが、これを唱道して活動を進めておられるわけでございます。政治家を含め県民一人ひとりが暴力団に対してこの運動に則し

た意識と行動を推進し、地域、職域から暴力団を追放していくことが大切であると考えている次第でございます。

以上でございます。

◎福祉部長（森本紘司君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私への質問は、国民健康保険では介護保険料があわせて徴収されることから、これまで以上の負担になるということで、国から国民健康保険基金の取り崩しについて対応するよう通知があったが、県はどのように指導していくのかというご質問でございます。

国民健康保険の財政調整基金を取り崩す場合は、基金の設置目的であります、高額な医療費の発生など、偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応するほか、ご質問でもありましたが、本年二月十八日に厚生省の国民健康保険課長から、平成十二年度国民健康保険の保険者の予算編成について、この通知の中で市町村の条例を根拠として基金を取り崩す際の考え方が示されたところでございます。その内容でございますが、過去三年間における保険給付費の平均年額の二五％以上の保有があること、それと、直近三年間において単年度収支が黒字であって、安定した財政運営がなされていること、この条件を満たす保険者が、その判断によりまして、一つ、被保険者の健康の保持増進を図る保険事業に充てるため、二つ目として大幅な保険料の引上げ緩和のため、三つ目は、賦課割合の平準化及び限度額の引上げを実施する際の激変緩和を図るというふうになってございます。

県といたしましては、将来の明確な財政の見通しが無いまま安易な保険料の引下げなどの経費に充てるということで基金の取り崩しを行うことは国保財政運営上適切ではなく、こうしたことを十分に考慮に入れて行われるべきものであるというふうに考えております。

以上でございます。

◎健康局長（森田倫史君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私へは、総合周産期母子医療センターについてのご質問でございます。

周産期医療施設の整備につきましては、県立医科大学附属病院におきまして、新生児集中治療室、NICUでございますが、これを十五床、県立奈良病院でも、周産期医療センターとしてNICU十床、及び母体・胎児集中治療室、PICUと申しますが、これを一床設置し、運営しているところでございます。また、国立奈良病院と天理よろず相談所病院とも連携を図るため、奈良県周産期医療情報システムを開

発し、平成八年四月から運用しているところでございます。

ご指摘の搬送件数についてでございますが、平成九年度と平成十年  
度のデータのようにございますが、昨年十月一日に近畿大学医学部  
奈良病院が開院いたしまして、ここでNICU六床が新たに運用され、  
県の周産期医療情報システムにも加わったところでございます。この  
結果、県外搬送は現状ではかなり改善されていると考えております。  
なお、同病院はNICUを十床まで充実されると聞いております。ま  
た、医大附属病院においても今後さらに充実を図ってまいりたいと考  
えております。協議会に関しましては、周産期医療情報システムの運  
用に当たりまして、関係機関に集まってもらい、周産期医療について  
協議する場を既に設けておるところでございます。また、総合周産期  
母子医療センターにつきましては、本県での機能について研究が必要  
でございますが、近大奈良病院の整備充実によって状況が変化してま  
いりますので、当面これを見きわめ、まず県内全体としての診療機能  
を把握することが重要であると考えておるところでございます。

以上であります。

◎総務部長（関博之君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答え  
いたします。

まず第一点目、情報公開条例についてでございますが、去る一月二  
十日に情報公開条例について、奈良県情報公開条例第十四条の規定に  
基づき、情報公開審査会に情報公開制度の充実について諮問を行って  
おります。今後、審査会の場で、行政機関の保有する情報の公開に関  
する法律、いわゆる情報公開法なども踏まえまして、さまざまな角度  
から議論がなされていくものと思っております。審査会で忌憚なく十  
分にご議論していただくためにも、現段階で私の考えを具体的に申し  
上げることには差し控えたいと存じますので、ご理解をいただきたいと  
存じます。

次に、県民参加をどのような手法で推進するのかというご質問です  
が、地方分権一括法の施行などにより分権社会が進む中、さまざまな  
課題を積極的に県民の方々に問いかけ、ともに考え、それをともに施  
策に反映させていくという県民参加型県政運営が今まで以上に重要と  
考えております。この点は従来から、例えば、川づくり懇談会などで  
地元の皆様にも企画段階から参加し、意見などをいただいていた。あ  
るいは、奈良県新総合計画の後期実施計画の策定にかかわり、アンケ  
ート調査と意見提案を募集してきたというものがございます。今後は、  
さらに県民参加を推進する考え方のもと、新年度において、例えば健  
康奈良21計画や平城遷都一三〇〇年記念事業など、事業の計画や構想

づくりに多くの県民の方々の自出な意見や提言などをいただき、策定に反映してまいりたいと考えております。さらに新年度におきましては、県民参加推進検討事業として、お話のありましたパブリックコメント制度なども含め、幅広く各般の行政分野にわたって県民参加の実践パターンを総合的に検討することとしております。このようにさまざまな角度から県民参加型行政の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長（藤原昭君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

酒船石遺跡の学術調査の実施と、飛鳥工房遺跡と酒船石遺跡とのつながりの可能性についてのお尋ねでございます。酒船石遺跡の調査につきましましては、さきの自民党の新谷議員の代表質問に知事がお答えしたとおりでございますが、引き続き酒船石遺跡の範囲確認調査を計画的に進めまして、その後の調査につきましまして、明日香村及び文化庁と協議をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、飛鳥工房遺跡と酒船石遺跡とのつながりにつきましましては、飛鳥工房遺跡は飛鳥時代の工房遺跡であり、酒船石遺跡は朝廷の祭祀にかかわる遺構と考えております。また、万葉ミュージアム敷地内の建物部分及び周辺部で実施いたしました自然地形に至る深さまでのトレンチ調査でも、酒船石遺跡に関する遺構は確認されていないと報告を受けているところでございます。

以上でございます。

◎企画部長（小滝晃君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えさせていただきます。

私に対しましては、万葉ミュージアムの駐車場予定地についてお尋ねでありました。

万葉ミュージアムの駐車場予定地につきましましては、さきの自民党・新谷議員の代表質問に知事が答えたとおりでございますが、今回発見された酒船石遺跡の関連遺構の北側に位置する万葉ミュージアムの駐車場予定地におきましても、引き続き国庫補助事業として範囲確認調査を行う方針であると県教育委員会から聞き及んでおりまして、その調査結果を待って、駐車場整備計画に変更の必要がありましたら、関係者と協議の上、柔軟に対応していく考えでございます。

以上でございます。

◆八番（今井光子君） ご回答ありがとうございます。いろいろ聞かせていただきたいのがありますけれども、時間がございませんので、要点を絞って聞かせていただきたいと思います。

とりわけ、四月から実施されます介護保険についてでございますけれども、県として国に対して所要の要望をしていくというふうにお答えされておりますけれども、五年ごとの見直しに当たって所要の要望をしていくというふうには知事が討われたかなというふうに思います。今の時点で、四月からもう実施が目の前に迫っているときに、市町村や、本当に現場がどうなるんだという、そういう不安が物すごく強いわけですが、この時点で県としては国に対して何を言っていくのか、また県として市町村をどう応援していくのか、そのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それからもう一点、財政の問題ですが、やはり財政の健全化のための計画というものを私は今つくらなきゃいけないのではないかと、いうふうに思っているわけですが、知事は、全国で中位程度の状況にあると、厳しいというのは認識しているけれども、中位程度の認識にあるというふうにお考えですが、財政健全化のための計画なり、そういうものをつくらなきゃいけないという、そのときの判断というのはどういう時点を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

◎知事（柿本善也君） 再質問にお答えいたします。

まず、介護保険についての国に対する要望、これは、実施後もその都度、必要な都度申し上げていきたいと思っております。ただ、ご質問は、この時点でという、実施の直前の時点でと、こういう話でございますが、私は、今大切なことは混乱させないで介護保険を導入することにあると思っております。むしろ市町村と一緒に、可能な限りいろんな課題に対応しながら、円滑に介護保険を現在の状態で実施することが必要だと考えております。

それから、第二点目の財政問題でございますが、決して、中位だと言ったから安心しているわけではございません。しかし、やはり財政の健全化問題に取り組みますには、これは実は、国も各府県も市町村も、一定の共通の条件がございます。そういういろんな条件の計画が立てられる時期というのが、やはり一つの判断だろうと思っております。それまでは可能な限り健全化の方向に向かって、先ほど申し上げたようないろんな諸般の努力を重ねていく、こういうことになろうかと思っております。

◆八番（今井光子君） 介護保険の問題ですけれども、市町村とよく協議をしてというふうに言われておりますが、市町村が今県に望んでおりますのは、県として何らかの手助けをしてもらえないかと。言ってみれば財源の部分のところの要望が非常に強いわけです。それで、介護保険法の第二百二十八条でも、そこには県として市町村の介護保険に要する費用の一部を補助することができるという規定がありますので、そのあたりもぜひ検討していただきまして、県として本当に、市町村から要望があったときにはこたえるという立場で当たっていただきたいというふうに思いますが、その点もう一度ご意見をいただきたいというふうに思います。

それから、財政の問題ですけれども、財政問題につきましても国や県の動向を見てというふうに言われておりますけれども、他府県や国の動向ではなくて、知事が就任しましてからこの間に、九一年から二〇〇〇までに県債が四千九百二十五億円もふえているという現状がございます。その一方では県税収入が、当時九一年に一千二百八十一億だったのが、今では一千百三十三億というようなことになっておりまして、収入が減っているのに県債がふえているというような状況がありますので、この点は本当に時期というのを、ぜひ今しなくてはいけないのではないかとこのように思いますが、その点お願いします。

◎知事（柿本善也君） まず、介護保険につきましても、市町村のどのようなご意見を反映しておっしゃっているのかわかりませんが、我々としては、県と市町村と一緒にしまして介護保険制度推進協議会というのを持っておりまして、その場でいろんな意見交換をしてきているわけでございます。大切なことは、今それらの意見を踏まえて今回の予算案もお願いしているわけございまして、この予算案の実施をもって着実な導入を図っていきたくと、さように考えております。

それからもう一つ、財政の状況について、おっしゃるような数字はそのとおりでございますが、やはり財政の健全化ということは、健全化という言葉を申し上げただけでは健全化されません。具体的な対策をとり得る案がなければならぬし、そういう状況が出てこなきやいけません。むしろ、もし今直ちにとおっしゃるなら、貴重な提案もいただきたいと思う次第でございまして、その重要性につきましても私は十分認識しているところでございます。

以上でございます。



